

## 平成 30 年 5 月の市民の声（全 6 通のうち 6 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

### ◇八海山のトイレの臭いについて

#### 【ご意見・ご提案など】

南魚沼市のシンボル「八海山」には、毎年数回来ています。今回たまたまアンケート用紙を目にしたので書かせていただきます。日本航空の 47 都道府県の「千社札シール」市長さんはもちろん知っていらっしゃると思いますが、新潟は「八海山ロープウェイ」です。そのロープウェイ山頂のトイレは市で管理しているとのこと。市の象徴の山のトイレの臭い特に秋ひどいです。スキー場の方では対策として山ろく駅にトイレを作っています。山のトイレの早急の対策を。

（平成 30 年 5 月 7 日）

#### 【お返事】

このたびは、悪臭でご迷惑をおかけしました。

お問合せの件ですが、市でも八海山のトイレの臭いを確認しております。天候によって臭いの強さが大分違うようで、気温が低い日は、臭いが弱いようです。トイレの設置業者にも確認しましたが、この臭いはトイレ排気口からの排気によるもので、機器の故障等ではなく、利用者の増加のため処理能力を超えていることが原因と考えております。

対策について検討しておりますが、現状では、臭いを軽減する有効な方法がないことから、ロープウェイ山麓駅での水洗トイレ利用を積極的に案内するなど（団体客には特に周知を図る）の対策を、ロープウェイ営業を行う八海山スキー場にもお願いしているところです。今後も、山麓駅前の水洗トイレ利用をご案内いただけるよう、スキー場を通じて働きかけたいと考えております。

(担当：商工観光課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇スポーツ指導における体罰について

### 【ご意見・ご提案など】

水泳協会のコーチが、子供たちを叩いたり、プールの水をかけたりしているのを目撃しました。水泳協会では、体罰は公認されているのでしょうか？練習に熱が入るのもわかりませんが、今のご時世ではどうなんでしょうか。

(平成30年5月10日)

### 【お返事】

お問合せの「水泳協会」が「南魚沼市水泳協会」である前提でお答えします。

お問合せにあったようなことが事実であれば非常に残念なことです。

スポーツ団体の指導につきまして、市では各スポーツ団体を管理監督する立場にはなく、各団体の自主性にお任せしているのが現状です。しかし、スポーツ指導等における体罰を認めているものではありませんし、あってはならないことと考えます。

お問合せの件について、市では市体育協会と連携し、市体育協会加盟全団体に対し、体罰がスポーツ指導において認められないことを周知徹底するため、文書にて注意喚起を行います。

(担当：生涯スポーツ課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇窓口での本人確認について

### 【ご意見・ご提案など】

市民課にて。担当が何人か変わるたびに、いちいち何度も本人確認をさせられ面倒です。書類のどこかに確認した方の氏名がわかるように（責任を持たせるために）サインをするとか工夫したらいかがでしょうか。

（平成 30 年 5 月 16 日）

### 【お返事】

この度は、わずらわしい思いをさせてしまい、大変申し訳ありませんでした。

平成 20 年 5 月 1 日から住民基本台帳法および戸籍法の一部改正により、届出や証明書の交付請求の際に、身分証明書等の提示による本人確認の実施が義務付けられました。そのため、本人確認をさせていただいております。

市民課では同日に同じ窓口で担当が変わる度に本人確認書類を提示していただかなくてもいいように、次の担当には本人確認済みである旨伝えていきます。しかし、手続きが複数の課にまたがる場合は、本人確認が必要な場合と必要でない場合があるので、他課の職員が本人確認書類の提示を求めるときもあります。総合窓口ではお客様は移動せずに、職員が入れ替わる体制のため、担当が変わる度にこのようなことが生じたものと思われまます。

市民課での証明発行用の申請書には本人確認した書類にチェックしています。他課の手続きの場合は全く別の様式になりますので、現時点では対応できないのが現状です。

貴重なご意見をいただきましたので、今後の検討課題にしたいと考えます。

（担当：市民課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇職員 の 窓 口 対 応 に つ い て

### 【ご意見・ご提案など】

納税窓口で支払いをしましたが、払う者がありがとうございましたと言ったらそちら（窓口の職員）もありがとうございましたと言うべきではないでしょうか。無口は誠意を感じません。笑顔も必要です。

（平成 30 年 5 月 28 日）

### 【お返事】

このたびは、不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ございませんでした。頂戴しましたご意見はもっともなお話であり、基本である挨拶ができなかったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

市では、日頃から職員に対し、接遇研修の場を設けるなど、日常業務の中で窓口対応について指導に努めているところで、今後も挨拶の徹底、笑顔での対応について、担当者のみならず全職員に周知・徹底をはかり、感謝の気持ちをもって、ご来庁いただきました皆様に接するよう、一層注意・努力をしてまいります。

（担当：総務課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇市税のクレジット納付について

### 【ご意見・ご提案など】

固定資産税の支払いについて、クレジットカードを使って支払いたいのので「Yahoo 公金支払い」という仕組みが利用できるようになって欲しいです。お隣の湯沢町は検索したら出てきました。よろしくお願ひします。

(平成 30 年 5 月 19 日)

### 【お返事】

ご要望をいただきましたクレジットカードでの固定資産税の納付については、導入に向けての検討を行っています。しかし、現段階では導入するという結論に至っておりません。クレジットカードによる納付は、システムの導入費用と経常経費が大きく、費用対効果から導入を見送った経緯があります。

市では、平成 21 年 5 月からコンビニエンスストアでの納付（コンビニ納付）を実施しています。これにより金融機関や市役所窓口においでいただくなくても、期限内であれば 24 時間納付することができます。また口座振替による納付は、一度申し込みをいただければ、安心確実に納付することができます。ぜひご検討いただければ幸いです。

このたびのご要望には現状ではお応えできませんが、市民のみなさまのニーズを伺いながら様々な方法について今後も検討を続け、納税環境の充実に努めてまいります。ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：税務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇ 地方分権について

### 【ご意見・ご提案など】

南魚沼市は地方分権が遅れていると思います。県庁のホームページで権限委譲を見ましたが他の市町村の方がたくさん受けています。農地転用の許可はほとんどの市町村でやっているのに南魚沼はまだです。粟島もやっているみたいなのになんででしょうか。湯沢も十日町もやっています。他にも南魚沼市でできることがあるのではないですか？他の市町村に負けているのは悔しいです。

(平成 30 年 5 月 27 日)

### 【お返事】

県のウェブサイトでご覧になった農地法の事務権限の移譲の対象となる「農地転用の許可」につきましてお答えします。

転用面積 4 ヘクタール以下の許可事務は、最終的に県農業会議に諮問（転用面積 30 アール以下の場合は諮問不要）されたうえで、許可になります。転用面積 4 ヘクタールを超える許可事務は、最終的に農林水産大臣と協議のうえ、許可になります。

これは、県または市のいずれが許可事務を行っていても変わりません。経由事務が短縮されるため、許可までの期間が同様に短縮されると見込まれますが、市の事務が増加することから、他の市民サービスの低下が懸念されるところです。これらの理由により農地法の事務移譲を現在は受けていません。

同様な理由で事務移譲を受けないものとして、「火薬類取締法に関する事務（煙火の消費許可）」があります。現在、許可申請先となっている南魚沼地域振興局[上町一丁目 3 区]は、市が移譲を受けた場合に申請先となる消防本部[竹俣]と距離的に近く、市の事務が増えるだけで、市民の利便性の向上はほとんど見込めません。

このように、権限移譲は、市民の利便性の向上や、地域課題の解決に資する取組の促進などを検討したうえで判断しています。より多くの事務移譲を受けることが自治体の勝ち負

けに繋がるものではないことをご理解ください。

(担当：企画政策課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658